

平成25年 10月 7日開会

平成25年 10月30日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

平成25年10月志太広域事務組合議会定例会会議録目次

会期及び会期中日程 1

1日目（10月7日月曜日）

1. 出席議員 3
2. 出席説明員 4
3. 職務のため出席した職員 4
4. 議事日程 5
5. 開会 6
6. 開議 6
7. 会議録署名議員の指名 6
8. 諸般の報告 6
9. 日程第1 会期の決定 6
10. 日程第2 認第2号から日程第7 第37号議案まで6議案一括上程 7
(1) 提案理由の説明 7
11. 散会 9

2日目（10月30日水曜日）

1. 出席議員 1 1
2. 出席説明員 1 2
3. 職務のため出席した職員 1 2
4. 議事日程 1 3
5. 開議 1 4
6. 日程第1 一般質問 1 4
(1) 1番（石井通春議員） 1 4
・これからの新清掃工場建設の取組みについて	
(2) 14番（片野伸男議員） 1 9

- ・大規模地震等広域多発災害時の志太消防の出動態勢
はどうか
- ・志太消防本部と両市の災害対策本部の役割分担につ
いて

7. 日程第2 認第2号から第37号議案まで6議案一括上程……………	27
(1) 質疑……………	27
(2) 討論……………	27
認第2号及び第37号議案に対する討論	
1番 (石井通春議員) 反対……………	27
7番 (押尾完治議員) 賛成……………	29
(3) 採決……………	31
認第2号 (賛成多数・認定)……………	31
認第3号 (賛成総員・認定)……………	31
第34号議案 (賛成総員・可決)……………	31
第35号議案 (賛成総員・可決)……………	32
第36号議案 (賛成総員・可決)……………	32
第37号議案 (賛成多数・可決)……………	32
8. 閉会……………	32

付録

1. 一般質問及び質問要旨……………	34
--------------------	----

平成25年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期 10月7日（月）から10月30日（木）までの24日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月7日	月	本会議第1日目 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午前9時20分） ○議員全員協議会（午前9時40分） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月8日	火	休会
10月9日	水	休会
10月10日	木	休会（一般質問・質疑通告期限：午後1時）
10月11日	金	休会
10月12日	土	休日
10月13日	日	休日
10月14日	月	体育の日・休日
10月15日	火	休会
10月16日	水	休会
10月17日	木	休会
10月18日	金	休会
10月19日	土	休日
10月20日	日	休日
10月21日	月	休会
10月22日	火	休会
10月23日	水	休会
10月24日	木	休会

10月25日	金	休会
10月26日	土	休日
10月27日	日	休日
10月28日	月	休会
10月29日	火	休会
10月30日	水	<p>本会議 2 日目</p> <p>○開議、一般質問</p> <p>○議案上程、質疑、討論、採決</p> <p>○閉議・閉会</p> <p>○議会運営協議会（午前 9 時20分）</p> <p>○議員全員協議会（午前 9 時40分）</p>

1 0 月 7 日 (月曜日)

○出席議員（16人）

1 番	石 井 通 春 議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男 議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 崎 辰 行 議員	(焼津市議会議員)
4 番	齋 藤 寛 之 議員	(焼津市議会議員)
5 番	臼 井 郁 夫 議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔 議員	(藤枝市議会議員)
7 番	押 尾 完 治 議員	(焼津市議会議員)
8 番	鈴 木 浩 己 議員	(焼津市議会議員)
9 番	百 瀬 潔 議員	(藤枝市議会議員)
10 番	渡 辺 恭 男 議員	(藤枝市議会議員)
11 番	松 本 修 藏 議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志 議員	(焼津市議会議員)
13 番	館 正 義 議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男 議員	(焼津市議会議員)
15 番	水 野 明 議員	(藤枝市議会議員)
16 番	石 田 昭 夫 議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	宮 崎 毅	
消 防 長	村 松 正 直	
消 防 次 長	鳥 居 良 貴	

監 査 委 員	小 池 俊 郎	
---------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	松 下 典 生	(焼津市議会事務局長)
書 記	藪 内 正 記	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	石 上 睦 晃	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局議事担当主査)

平成25年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成25年10月7日（月）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

- 第1 会期の決定
- 第2 認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認第3号 平成24年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 第34号議案 平成25年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第5 第35号議案 平成25年度消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について
- 第6 第36号議案 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の取得について
- 第7 第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開会

○議長（石田昭夫議員） ただいまから平成25年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会の会議録署名議員には、3番 杉崎辰行議員、12番 鈴木正志議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から法に基づく報告書及び提出書類4件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- | | | | |
|---|----------|----------|--------------------------|
| 1 | 志太広域監第2号 | 平成25年4月分 | 例月出納検査結果報告書
(平成24年度分) |
| | | 平成25年4月分 | 例月出納検査結果報告書
(平成25年度分) |
| 2 | 志太広域監第4号 | 平成25年5月分 | 例月出納検査結果報告書
(平成24年度分) |
| | | 平成25年5月分 | 例月出納検査結果報告書
(平成25年度分) |
| 3 | 志太広域監第5号 | 平成25年6月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 4 | 志太広域監第7号 | 平成25年7月分 | 例月出納検査結果報告書 |

○議長（石田昭夫議員） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月30日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田昭夫議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から10月30日までの24日間と決定いたしました。

なお、お諮りします。会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田昭夫議員） 御異議なしと認めます。

したがって、会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定いたしました。

日程第2、認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてまでの6議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました認第2号及び認第3号、第34号議案から第37号議案までの6議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

認第2号及び認第3号については、平成24年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものであります。

それでは、まず、認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、各施設の運営につきまして安全で安定した運転管理に努めてまいりました。特にごみやし尿処理など、2市の住民にとって欠くことのできない多くの事業を実施しております。

また、消防救急業務について、県内初の消防広域化を図るため、統合に係る準備業務を初め、平成25年3月31日に本組合の組織として志太消防本部を発足しました。広域後も引き続き、住民の生命・財産を守るため、適切、着実な業務執行に努めております。

組合事業の執行においては、常に経費節減に心がけ、その財源の根幹は2市の分担金であることを認識し、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が26億8,871万8,590円、歳出決算額は24億8,899万1,041円となり、前年度と比較いたしますと、歳入は16.0%、歳出は16.4%そ

れぞれ増となりました。

次に、認第3号 平成24年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

学校運営につきましては、魅力ある学校づくりに努め、看護実践能力、コミュニケーション能力の強化を図り、地域医療に貢献できる人材育成を目指してまいりました。こうした中、平成24年度の卒業生36人においては、全員が看護師国家試験に合格し、平成21年度から4年連続して合格率100%という成果を上げることができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が1億9,871万441円、歳出決算額は1億8,960万8,344円となり、前年度と比較しますと、歳入は4.3%、歳出は3.5%それぞれ増となりました。

以上が平成24年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出の決算概要であります。詳細につきましては、平成24年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに監査委員の審査意見書を付してありますので、よろしくお願いたします。

次に、第34号議案 平成25年度志太広域事務組一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、クリーンセンター整備の一環として環境影響評価に係る猛禽類調査業務委託費について、平成25年度から平成26年度までを期間とする債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、第35号議案 平成25年度消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結についてであります。

消防救急無線については、電波法により現在のアナログ方式から平成28年5月31日までにデジタル方式に移行することとなっていることから、その対応を図るため工事を行うものであります。制限付き一般競争入札を本年9月5日、2社によって行った結果、契約額4億7,806万5,000円をもって静岡日電ビジネス株式会社と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第36号議案 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の取得についてであります。

現有の水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するものであります。指名競争入札を本年8月30日、6社によって行った結果、取得金額6,279万円をもって株式会社日消機械工業から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

今回の条例制定は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、また関係市である焼津市及び藤枝市において職員の給与減額措置を講じたことを受け、当組合においても関係市に準じた減額を行うため条例を制定しようとするものであります。

以上6議案につきまして一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田昭夫議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午前10時10分閉会

10月30日（水曜日）

○出席議員（16人）

1 番	石 井 通 春 議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男 議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 崎 辰 行 議員	(焼津市議会議員)
4 番	齋 藤 寛 之 議員	(焼津市議会議員)
5 番	臼 井 郁 夫 議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔 議員	(藤枝市議会議員)
7 番	押 尾 完 治 議員	(焼津市議会議員)
8 番	鈴 木 浩 己 議員	(焼津市議会議員)
9 番	百 瀬 潔 議員	(藤枝市議会議員)
10 番	渡 辺 恭 男 議員	(藤枝市議会議員)
11 番	松 本 修 藏 議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志 議員	(焼津市議会議員)
13 番	館 正 義 議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男 議員	(焼津市議会議員)
15 番	水 野 明 議員	(藤枝市議会議員)
16 番	石 田 昭 夫 議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	宮 崎 毅	
消 防 長	村 松 正 直	
消 防 次 長	鳥 居 良 貴	

監 査 委 員	小 池 俊 郎	
---------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	松 下 典 生	(焼津市議会事務局長)
書 記	藪 内 正 記	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	石 上 睦 晃	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局議事担当主査)

平成25年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成25年10月30日（水）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

第1 一般質問

第2 認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第3号 平成24年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

第34号議案 平成25年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

第35号議案 平成25年度消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について

第36号議案 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の取得について

第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（石田昭夫議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

まず、1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 1番、石井通春議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） おはようございます。日本共産党の石井通春でございます。

それでは、一般質問を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私は、これからの新清掃工場の取り組みについて、特に規模、機種、地元との協議に関して管理者にお考えを問うものでございます。

新清掃工場に伴う環境影響評価（アセスメント）の実施につきまして、この8月に地元の仮宿町内会と条件つきながら確認書を取り交わすことができましたのは、一定の前進であるというふうに考えております。

現段階で、この新清掃工場が規模や運営形態、機種など、どのようなものに今後していくかを検討することは、これに関します長期にわたる両市の負担、そして市民の負担などにつながる大きな課題と考えております。

当局の姿勢をお伺いいたします。

まず、今年度実施予定事業に、整備内容検討業務委託がありまして、運営方法も検討事項とされておりますが、新清掃工場は公設公営で運営すると考えているのでしょうか。

また、平成23年11月に第1回目が実施されました有識者からなります（仮称）クリーンセンター処理方式検討委員会というものがございますが、現在中断されております。こういった機種になるかにとっては、地元の市民にとりまして大きな問題であります。今後処理方式の決定につきまして地元の意向を含めて進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、現段階で機種についてどの方法が最良と考えていらっしゃるのでしょうか。

最後に、予定では、1日230トンの処理施設ということを決められておりますが、さらなるごみ減量の取り組みを組合としてどのように描いているか。また、それに伴う新清掃工場の規模の見直しについてどう考えていらっしゃいますでしょうか。

以上、御質問といたします。よろしくお願いいたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えさせていただきます。

表題1のこれからのクリーンセンターの取り組みについての1点目、公設公営で運営すると考えているかについてでございますが、クリーンセンターの整備運営に関する事業形態については、高柳清掃工場、一色清掃工場など従来から進められてきた公設公営方式によるものや民間活力を導入した公設民営方式など複数の方式が考えられます。

近年の他自治体の事例を見ますと、施設の設計、建設とあわせ15年から20年間の運営までを一括して民間に委託するDBO方式と呼ばれる公設民営による事業形態の採用もふえております。

組合としては、今回実施していますクリーンセンター整備内容等検討業務において、公設公営方式やDBO方式などについてメリット、デメリットを比較し、本地域ならではの最良の方式を検討することとしております。

なお、最終的な事業形態につきましては、この検討結果をもとに来年策定予定であるクリーンセンター整備基本計画の中で示してまいりたいと考えております。

次に、2点目の処理方式の決定について地元の意向を含めて進めていくべきと考えるがどうかでございますが、組合では平成23年度に4名の学識経験者による（仮称）クリーンセンター処理方式検討委員会を設置し、処理方式の検討を実施してまいりました。

検討委員会では、これまで3回開催し、安全性、信頼性を基本に環境負荷の低減と経済性にすぐれた処理方式の採用を念頭に、評価項目並びに評価の視点について御議論いただき、評価項目（案）を策定しております。

処理方式の選定を含めクリーンセンター整備事業については、地元住民に対し丁寧な説明が不可欠であることから、この評価項目（案）についても地元への説明を行うこととしております。

現時点では、その説明が済んでいないことから、評価項目（案）の策定にとどめてお

りますが、今後地元に対し説明を行い、地元が重視する安全性や安定性等の意向を踏まえることができた段階で処理方式の選定を進めていく考えであります。

また、現段階で最良と考える処理方式については、検討委員会にその検討を依頼しているところであり、特定の処理方式について組合として評価する段階ではありません。

次に、3点目のさらなるごみ減量の取り組みとそれに伴う規模の見直しについてどう考えているかですが、現在クリーンセンターで計画している施設規模は、平成24年3月に焼津市、藤枝市、組合で策定した一般廃棄物処理基本計画の中の2市のごみ減量計画に基づいた排出量から、1日当たり230トンの施設規模としております。

2市では、この一般廃棄物処理基本計画に基づき、さまざまなごみ減量施策の推進により、計画どおり減量傾向にあるものの目標である230トンの施設規模達成には至っておりません。

したがって、施設規模230トンは当面の目標であり、現時点での見直しはありませんが、より一層のごみ減量に取り組み、さらにコンパクトな施設を目指して施設建設時までに適宜見直しを図ることとしております。

以上、石井議員にお答えさせていただきました。お願い申し上げます。

- 1番（石井通春議員） 議長。
- 議長（石田昭夫議員） 1番、石井通春議員。
- 1番（石井通春議員） 順次再質問させていただきます。

事業形態についてでございますけれども、DBOによります公設民営、そして公設公営等、比較検討していると、メリット、デメリットを考えていくということでございます。

私も大概がそうかという話を聞くこともございますが、現地の方々としてはやはり公設公営が一番望ましいという声が多くございます。

といたしますのは、ちょっと民設民営と話が違うかもしれませんが、福島原発の事故ですとか、それからJR北海道とかのこういった事故の場合、民で運営をしている。こうした事故があったときに責任の所在が一体どこにあるのかというようなことが大変大きな問題として、今クローズアップされております。本来であれば、こうした事業は公設公営であればこういう事故等の場合は当然公の対応ということになっていく、すっきりした対応ができてくるというふうに思うんですね。これは公設民営とあれば、公も設置者としての責任というのは当然あるわけなんですけれども、対応ということになりま

すと民間が主に対応していくということで、ちょっと曖昧になるということになりかねないという面から、やはり公設公営とした形で運営していくべきではないかと考えるわけでございます。その点について、まず1点目の再質問とさせていただきたいと思えます。

次に、処理方式の選定につきましては、現在は地元住民の方に対しては、案をつくってございますが、まだ地元への説明が済んでいないという段階でございます。特に今後地元へ説明した上で、そして合意を得た上で処理方式の選定を進めていくということをご答弁の中で確認できましたので、これは了とさせていただきたいと思えます。

この処理方式もそうなんですけれども、炉数の問題等、大きな問題がまだあると思えます。現在の高柳の清掃工場は3炉ですが、これが新清掃工場は2炉であるか、それとも3炉であるか、どちらがいいのかと、それぞれメリット、デメリットあると思えます。運転負担の違いですとか、こうした炉数はピットの残量という点にも非常に大きく結びついていく問題であると思えますけれども、こうしたことも住民に示して、そしてやはり合意を得た上で、この炉数についても決定していく課題であるというふうに考えておりますけれども、この点については管理者はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

最後に、現在の一般廃棄物処理基本計画にあります230トンの目標の量ですね。この目標は最終決定ではないと、より一層のごみ減量の取り組みでぎりぎりの施設の建設のときまでにこれを見直す、そういう方針であるということは答弁の中で確認できたと思えます。

一方で、燃やすごみを減らす取り組みというのは、今もいろいろやられております。これからも今以上のことがやはりなされていかなければいけない課題であると思えます。特に現在でも紙類が8%燃やすごみの中に含まれているということも非常に承知をされて、これもなくすことができれば相当減らすことができると思っているんですね。やはりさらなる分別の取り組みというのが必要でありまして、でもこれは市民にとって負担を強いるような取り組みだと、逆効果になっていくように思います。さらなる分別の取り組みの推進、なおかつ市民の皆様にとって負担でない取り組み、私はこれを何回か議会で言ったことがあるんですが、それには1カ所で全てのごみが処理できる拠点の回収地点、ステーションというか、その回収地点の充実というものが不可欠だというふうに思っているわけですね。これは対策は両市がとっていくことというふうに思えますけれ

ども、組合としてこの拠点回収の充実という点を方針として掲げていくべきではないかというふうに考えるわけでございます。

以上、3点について再質問とさせていただきます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 管理者。

○管理者（中野弘道） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、再質問の1番目、運営方法は公設公営にすべきではないか。また、公設民営だと責任の所在が曖昧になるのではないかと考えているについてでございますが、運営方法について検討はこれからでございますが、公設公営、公設民営、いずれも最終的な責任は行政にあると考えているところでございます。

再質問の2番目でございます。焼却炉の決定は2炉、3炉案それぞれを示し、住民に納得してもらった上で決定すべきではないかについてでございますが、炉数の決定に限らず、地元住民に対し丁寧な説明を行い、意見をお伺いしながらクリーンセンター整備基本計画を策定したいと考えているところでございます。

そして3番目には、紙類を中心にした分別ができる拠点回収をさらに充実するよう志広組として方針を掲げていくべきではないかということについてでございます。

拠点回収の充実などごみ減量対策は、原則2市で、焼津市、藤枝市で対応することとなっております。組合といたしましては、ごみ減量推進会議等で紙類の資源化施策について2市と連携し検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えさせていただきました。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 炉数の決定の住民説明という点では、これからそれぞれ示した上で説明していくということがございましたけれども、1番目と3番目の点については、公設公営という点について、私はすべきだというふうに思っているわけなんですけれども、責任はいずれにしても公にあるということは間違いはないんですかね。ただ、官から民へという構造改革の流れの中で、あらゆる分野で行政の責務がここへ来て影響が続いてきまして、今民営化で決してすぐになるというものじゃないという今転換の時期に来ているのではないかなというふうに私は考えておりまして、これから検討していくことだと思いますが、この場では安易に民営の選択を私はすべきでないということをお求め

いきたいと思います。

それから、拠点回収の充実の方針としてという点につきましても検討会議というのは当然持たれているわけなんです、清掃工場の規模を小さくしていくことというのは、やはり志広組にとって決して無縁ではございません。ごみの減量をさらに進めることによりまして、将来のクリーンセンターの運営費にかかわることに、規模が小さければそれだけ運営費も小さくなるわけですから、直結する問題であるというふうに考えておりますので、もっと積極的に執行部としてかかわっていくべき問題だというふうに思っております。

こうしたことは、通告の段階で詳しく話しましたので、当局にも十分通じていることだというふうに考えておりますので、答弁は要りませんので、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（石田昭夫議員） 次に、14番、片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野伸男議員。

（登壇）

○14番（片野伸男議員） 通告に基づいて一般質問を行います。

まず、大規模地震等広域多発災害時の志太消防の出動態勢はどうなっているのかについてお伺いいたします。

この点について申し述べることについては、昔のある世界的有名人の言葉の中に、社会的存在がその人の意識を決定するとの話がありますが、大規模自然災害時に対することに関しての考え方は、両市民の住民の中で自分自身及び家族、親しい知人がどこに居住しているかによって、これほどまでに大自然災害のときにどう対処するかという大きな差があるかと思うぐらいであります。

例えば同じ焼津市内でも海岸部近くに住む人たちは、昔から地震、津波のことを考えただけでも、特に津波のことを想像する場合には、昔からの歴史と東日本大震災の惨状をテレビ、映像で見たことが頭に浮かび、まず自分自身の安否、先ほども申しました自分自身の家族の安否を考えます。そこで、わらにもすぎる思いで焼津市では、焼津津波避難タワーを設置済み及び計画中です。

私は大富地域に住んでいて、旧村内では一番海岸に近い住所で暮らしております。隣

のうちは旧和田村地区内にあります。私と同じ大富地区内の東名高速道路近くの藤枝市境の中新田地区に居住する人たちとなると、よほど神経質でない人でない限り、津波のことに關しては、表現は悪いですが、無関心の人が多く、中にはこの金のない世の中に、金の多くかかる津波避難タワーになぜ多額の金をかけると、私に苦情を言う人もいるほどです。

私には、地理的な面もありまして、海岸部に近い人たちの声も多く寄せられております。必然的に関心が高くなります。狭い大富地域内でも自然災害に対する認識度の違いがあることを申し上げたいと思います。

まず、そこで（１）の両市各地域住民は、予想される災害が大きいほど、地元精通した近くにいる防災救助活動に訓練され、試され済みの精通した専門家集団、つまり消防署職員が地元消防署に勤務していただきたいと求めていることについてであります。例えば異常気象も伴う大暴風雨となれば、藤枝市でも被害に遭うのは同じで、山間部では土石流とか崖崩れ、道路の崩壊、平野部でも地盤の悪い地域では、焼津市と同じ家屋の倒壊も考えられます。

そのようなときに両市消防署が合併したことにより、職員配置勤務が平等に混合状態になったのでは、例えば居住地が藤枝市山間地の消防職員が平常時は焼津市内の消防署勤務、またはその逆に焼津市居住の消防職員が非常時に地元民の希望にもかかわらず、通常勤務が藤枝市となると、どう考えても大多数の両市民、住民は、非常時の大災害時のことを考えているだけに、そのようなときに災害現場に到着する時間が非効率な救難活動に思えてならなくなっています。

特に、私が冒頭申し上げましたように、焼津市は地震だけでなく、より一層被害が甚大だと国・県も予想している津波被害時の心配がありますので、特に心配です。

焼津市では、津波避難訓練が行われていますが、藤枝市では恐らくこのような避難訓練は行われていないと思いますので、焼津市民の方とはその心配の度合いが違って当然ですが、この点についてどのように消防防災当局は認識して、どう対応されるかお考えでしょうか。

次に、（２）の各地域消防団、自主防とも一刻も早く駆けつけてくれる消防職員の指揮、指導を求めていることについてですが、大災害時になればなるほど限られた消防職員の人数だけでは、防災救援活動には限界があることは自明のことです。

そのようなときに種々さまざまな災害現場に数多く駆けつけてくれている、俗に言う

修羅場をくぐり抜けてきた百戦錬磨の指揮者、指導者を求めています、その体制について、組織体制を作成した人たちにはわかっていますが、一般市民にはわかりにくいわけですので、(1)と重なりますが、その点、丁寧なお答えをお願いします。

次に、表題2の志太消防本部と両市の災害対策本部の役割分担についてであります、先ほど申しましたように、大規模自然災害時には、両市には危機管理課を中心とした災害対策本部も独立してありますが、いざ大災害が発生した場合、両市当局との災害対策本部か、志太消防本部か、どちらが総合的判断をするのか、私たち一般市民には区別が判然としませんのでお伺いいたします。

次に、災害弱者対策についてですが、両市ともに高齢化社会に突入する時代になりました。特に私は津波被害のことが多く頭に刻み込まれていますので、深刻に考えざるを得ません。中には、津波てんでんことという言葉もあり、救助に行った人が津波被害で命を落とした例も聞かれますし、東日本大震災地域ではその点があってかないか知りませんが、消防団員のなり手が減少したとも報道されていましたが、私の頭の中だけでは、全部の人を救えるほどのよい知恵がいまだに浮かび出てきませんが、この点についてどうすればよいかわかっている範囲でよいですから、教えていただきますようお伺いいたします。

○管理者(中野弘道) 議長。

○議長(石田昭夫議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(中野弘道) 片野議員の御質問の中の表題2の志太消防本部と両市の災害対策本部との役割分担についての1点目、大規模災害時における総合的判断について、私より御答弁させていただきます。

各市に設置されております災害対策本部は、防災関係機関等と連携しながら市内における被害状況の全体把握に努め、その対策を総合的に判断する組織であります。

一方、志太消防本部は、災害対策本部からの命令により、災害の現場において活動に従事する実働部隊であり、活動現場における指揮命令については、消防組織法に基づき消防長及び消防署長が行うこととしております。

したがいまして、災害対応の総合的判断は志太消防本部等、各機関との連携や報告をもとに災害対策本部が行うこととなります。

残りの御質問につきましては、消防長からお答えさせていただきます。

○消防長（村松正直） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

（登壇）

○消防長（村松正直） 片野議員にお答えいたします。

表題1の大規模地震等広域多発災害時の志太消防本部の出動態勢はどうなっているかの1点目、大災害時には消防職員が地元消防署に勤務することについてでございます。

消防職員は、志太消防本部消防計画に基づいて行動することになっており、基本的には各所属部署へ参集いたします。

消防職員の持つ能力を最大限に生かし、効果的な活動を行うためには、隊を組んで日々訓練に励み、意思の疎通を図っている隊員同士が日ごろから使用し、機能に精通している車両や資機材を運用することが重要であると考えております。

さらに、消防職員は配属された地域の状況に精通するため、日ごろから管轄区域の特性や地理、消防水利の位置、危険要素などの把握に努めております。

したがって、大規模災害時においても、配属された部署で職員が活動することについては、職務遂行上、問題がないものと認識をしております。

被災状況によっては、直近の署へ参集し、消防活動に当たることも想定しておりますので、直近の署に参集する場合も含めましてあらゆる状況を想定し、訓練を実施してまいります。

次に、2点目の特に各地域消防団、自主防とも一刻も早く駆けつけてくれる消防職員の指揮、指導を求めていることについてです。

発災直後においては消防本部、消防団及び自主防災組織がそれぞれの果たすべき役割の中で初動対応に当たることが重要であります。

志太消防本部では、効果的で効率的な活動を行うため、早急な対応が必要と判断された現場へ優先的に職員を出動させることとなります。

消防本部、消防団、自主防災組織は、それぞれ指揮命令系統が異なります。消防本部としましては、全体的な被害状況に応じ、それぞれの組織と連携を図り的確な対応をしてみたいと考えております。

次に、表題2の志太消防本部と両市の対策本部との役割分担についての2点目、災害弱者対策についてでございます。

各市の危機管理部門や福祉部門、また自治会、自主防災会が対策を講じており、何よ

り自助、共助による避難、救出活動など地域の中での初動対応が重要であります。

消防本部では、災害の状況により災害対策本部から発せられる避難勧告や指示など、地域住民への伝達を行うこととなっておりますことから、このような活動を通じ、災害時要援護者に対しましても、避難誘導や支援について適切な対応をとってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 再質問をさせていただきます。

災害が起きた場合、市の対策本部というのは恐らく市長が最高責任者で、その後今ちょっと聞いて消防長が指揮に従って総合的な判断をしてやってくれると、こういうことではあるんですが、その点は初歩的なことですが確認したいということでお伺いしました。

藤枝の市長さんも焼津の市長さんも非常に人格的にもすぐれて、先天的な能力を極めている本当のスーパーマンでありあれなんです、そのときにいざ予期しない大災害時のときには、やはり指揮命令を出すときに慌てるのが普通ですよ。そういうときにすぐ市長とか本部長を補佐する消防長がそばにくっついているというようなことが、僕らも農業とかいろいろ仕事を変えたこともあるんですが、やはり現場に精通した人もいるということが、非常に効率的な災害救助の能力を発揮するためには、どうしても大事なことだと、そういうふうに思います。

それから、1番目の（2）の各地域消防団、自主防とも消防署の職員を一刻も早く待っているというのがあるんですが、やはり昔何かの新聞だか本に書いてあったけれども、役者のせりふの中で、現場を一度も踏んだことのないが訓練は1,000回やっていると。消防団とか自主防も一応いつも訓練されていると言うんだけど、それから現場の経験は少ないけれども、1,000回訓練している人が現場に立ったというのと練習も余りしていないけれども、3回現場に立った人とどっちがうまくいくかといったとき、ベテランの役者の人とか関係した人が、それは3回現場を踏んだ人だと、こういうようなことをお聞きになっているわけですが、やはりそれも消防団の人とか自主防の人も一生懸命やって、自主防の人なんかも消防署を経験した人もいろいろ地域にいるものですからあれなんです、そういった面で非常に藤枝市と焼津市と面積が広いものですから、いざ何かあったときには一刻も早く消防団と自主防は各拠点に集まったと、それでやはり現場の場数を踏んだ人は、このときにはこの人はお医者さんに連れていくだ、この人はこ

うだとか何かというような冷静な判断というのは、先ほど冒頭申し上げましたように現場踏んだ人というのは、本当に神様のように見えるわけですよ。

それだもんだからそういう点は、重視していただきたいなという願いがあって今の質問をさせていただきましたので、御答弁を願いたいと思います。

それから、僕も今までのやりとりの中で大体わかっているわけですが、大きな2番の総合的判断は両市当局の消防本部かといったときに、ここに今両市の市長、実際は災害対策本部長が頭になって消防署と消防長がということで聞いたんですが、そのところはちょっと重複しちゃっているんですね、私の質問が。一応、微妙に混同、どっちにどうだというような一般の市民の考え方ですのでそういうことで。先ほど答弁の中に全部入っているんですが。

それから、災害弱者対策ということですね。特に焼津市なんかの場合、津波なんか想定されたときに、藤枝市だと、いざ拠点の家屋が潰れたとか何とかというと、そこへ部分的、集中的にすつと行けばいいですが、津波のことを考えるとなかなかそこは深刻な問題で、私も先ほども言いましたように、焼津市に住んでいたら全部の人をどうして助けるかということ、なかなか市の危機管理課も消防本部も一緒になって、そのことには一番心配して案を練っていると思うんですが、どういう救助法がいいかということ。その点、一応私の考えとしても、私がもし市の災害対策本部長になったとしても、消防署の職員だとしても、これはもしなつたと仮定しても、なかなかいい知恵が出ないだろうなというようなことを思っていますが、それでも一応災害弱者を抱えている家族は深刻だもんですから、寝たきりの人がいるけどどうするんだという電話が何回かかかってきておりますので、その点、お伺いいたします。

○消防長（村松正直） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 消防長。

○消防長（村松正直） 片野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の消防長が災害対策本部で市長のそばにいたほうがいいのではないかと
いった御質問でございます。

両市に災害対策本部がそれぞれ設置をされます。消防と災害対策本部との情報の連携を
図るために、それぞれ焼津市には消防次長、また藤枝市の災害対策本部には消防総務
課長を本部員として送り込むことになっております。その中で消防との連携を図ってま
いりたいと思います。

なお、大規模災害が起こりますと、それぞれ焼津消防署、藤枝消防署の中には、消防署長を長とした指揮本部が立ち上がります。それらを総合的に判断するために消防本部の中には警防本部が設置し、その長として消防長が指揮命令を行うことになっております。

したがいまして、両市の災害対策本部とは十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

2点目に、できるだけ多くの災害現場のそばに消防職員がいてほしいといった御要望でございますが、こちらにつきましては非常にそれぞれ市民の期待につきましては、大変重く受けとめておるところでございます。それぞれ消防職員250名の職員であります。できるだけ多くの現場に派遣をさせたいとは思っておりますけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、集中的に職員を派遣し最大の効果を上げる、そういった現場に集中的に派遣をすることになります。

したがいまして、それぞれの役割分担の中で自主防災会あるいは消防団にそれぞれ任務に応じた活動をお願いしたいと考えております。

また、平常時からそれぞれの消防団、自主防災会等の連携を図るために指揮命令系統を確認しながら連携を深めていきたいと考えております。

それから、3点目の災害時要援護者の支援の関係でございます。津波について大変どのようにしたらよろしいかと、こういうことでございます。

消防本部といたしましても先ほど御答弁のとおり、それぞれ避難指示あるいは避難命令等、地域住民にお伝えする責務がございますので、そのような中で活動してまいりますけれども、実は津波避難に対しての支援、私も講演会等でいろいろなお話を聞いてまいりました。あるとき、石津地区の方が講師に対しまして、うちには寝たきりの親がいる。本当に港のすぐ近くで津波が来たときにはどうしたらいいかという御質問がありました。そのときの講師は、たとえ家族であっても親を置いて逃げるかあるいは親を連れて逃げるのか、それは地震が起きた直後にまさしく究極の判断をすることになる。要はたとえ親を置いてでも決して避難されるべきということでもないし、また親を連れていって、二次災害の起こる危険性、それを顧みず避難するもよし、まさしく究極の判断だと思っております。本当に答えのないことだとは思いますが、我々消防としましてもできる限りの支援については努めてまいりたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 片野議員。

○14番（片野伸男議員） 一応答弁の中で大災害時に部分的なときだったら問題はないと思うんですが、大規模で大災害といったときに、状況判断、見きわめが難しいと思うんですが、場合によっては藤枝のほうから藤枝の消防署員が来ていただくということは、余り効率がよくないと。地元が阿鼻叫喚の修羅場になっていると、そういうときには臨機応変に消防署の近くの、ふだんの勤務じゃない地元のほうを優先すると、一応かじ取りになってくると非常に難しい判断を迫られるわけですが、そういう事態に僕が生きている間になっちゃ困るんですが、一応そういうことを伺って、受けとめて自分に言い聞かせて、地元の人たちもやはり、そうかと言って全然交流がないというようなのもあれですが、なるだけ地元で藤枝の市民は藤枝に比重をそういうようにやはり全部がららぼんで平らにぱつとやっちゃうということのないような対応をして、地元の消防署の近いところに消防職員が勤務しているということが比率として望ましいんじゃないかなと、私どもはそういうふうに感じます。

それから、答弁するかしないかというのは判断ですが、最近消防防災専門のあれなんですけど、この前ちょっと県庁に陳情の中にも言いましたけれども、リニア新幹線が南アルプスをくり抜いてトンネルをつくると。そのときに莫大な量の残土を静岡市内へ置くとしても受け持つのはこっちですが、最近山は山の保水量が、開発が進んで自然破壊が問題になっている。こういったときに10月25日の新聞を見ると、県内の360万立方メートルという途方もない数量で、7カ所に横から穴をあけて出すというんですが、恐らく今までは緑に覆われていた木々、これは地球環境を守り、保水力もあってあれなんですけど、これが土砂をかなり広大な面積を埋め立ててやると思うんですが、そういったときにそこにまた緑の木が自然環境を守って、大災害、降水時にも保水力を持ってちゃんとしてくれるところがそれをどのように脅かされるか、ちょっと情報も不十分で、いずれにしても10月25日の新聞を見て、具体的なこの点をお尋ねします。

それから、最後に1つ、災害のことは消防全部が受け持つということになったんですが、最近秘密保護法というのが出てきましたが、中日新聞にもこれは報道にかけないと言いましたけれども、25日の閣議決定したときに法制局の担当官は原発事故のそういう秘密保護法の中に入るといって、情報が入らないなんていうことで心配になりますので、今から問題だと思うんですが、国会の中でも、非常に心配になっていますので、そ

ういうのに僕らは皆さんより遠いところにおりますので、わかっているところがありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石田昭夫議員） 片野議員、質問が今大分それていますものですから、その部分についての答えは省略します。

よろしいですか。本当に聞きたいところがよく見えなくなってきましたって申しわけないですけども。

○14番（片野伸男議員） 趣旨とは違うけれども、一応話の中でそういうことを言うという事は。

○議長（石田昭夫議員） それは聞き及ぶということで、それでよろしいですね。

それでは、以上で通告による一般質問は全て終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2、認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてから第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてまでの6議案を一括して議案といたします。

ただいま上程中の6議案に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これで質疑は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間にただいま上程中の6議案に対して討論のある議員は、議長まで通告願います。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時50分

○議長（石田昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の6議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論を行います。

1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 石井通春議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） 私は、ただいま一括上程されております6議案のうち、まず最初に認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

組合事業の焦眉の課題であります新清掃工場建設問題につきましては、この間、行政の混迷で長期にわたり出口が見えてきませんでした。2002年からの助宗での何もできなかった空白の3年間から大井川のゼロ・エミッション参加の失敗、その後の広域連合によるごみ処理構想の破綻と続きました。これらは、住民目線を失った行政の混迷にあると、かねてより私たちは指摘をしてきました。

そうした状態でしたから、どういう処理施設をつくるのかを打ち出せないまま、自前で処理できない焼却灰や残滓の処分費ばかりがかさみ総額30億を超えております。

今回、仮宿の住民の方と環境アセスの実施に対し条件つきながら合意できたことは、前進に違いがありませんが、焼津市からの運搬距離が3倍になることで、運搬車両を何台ふやさなければならぬのか、作業員を何人ふやさなければならぬのか、渋滞の発生はどうか等、広く市民からこうした心配があったわけですが、これらは仮宿が最適地であるという透明性を持った市民の検討を加えた戦略的アセスをあらかじめ行っておけば、圏域住民から不安は起こり得ませんでした。

今後については、処理方式、炉の形式などの決定と重要事項は市民合意のもとで進めていくということが今議会の答弁で確認できたところです。

また、管理者2年交代制にあわせて幹部職員の交代が繰り返されることにより、新しい仕事が進んでこなかったという点にも、前向きな変化があることは事実として受けとめておりますが、24年度決算においては私たちがかねてより主張していた課題が克服されていない問題点を指摘し、反対討論といたします。

次に、第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について、続きまして反対の討論を行います。

復興のための財源捻出で国家公務員の給与の引き下げに対し、地方公務員も準じるように要請されたのが本条例の制定の理由だと思っております。

私は、この条例に賛同できないのは、復興のためと言いながら復興増税の法人税部分は前倒しで廃止しようとして、260兆円もの内部留保を抱える大企業にさらに減税をし

ておきながら、国民には増税を強いている国のやり方が承服できないからです。この条例も公務員という労働者に対して、給付の減という形で負担増を強いているものです。

さらに、総務省は今回、これに準じて給料を削減している自治体を一覧にしてホームページに掲載して、マスコミがこれを大きく報道するというやり方で行いました。これによって、自治体によってこの給与削減をやるところとやらないところというのが一目でわかり、市民の間に根強くある公務員バッシングを巧みに利用して、自治体間で給与削減を競い合うようなやり方も許されるものではないというふうに思っております。

静岡市で管理職9%、一般職7%の減、浜松市で管理職7%、一般職4%の減であり、この組合職員は管理職3%、一般職1%としていることや、たび重なる国からの要請や圧力にぎりぎりまで抵抗して、ようやく削減に踏み切ったのは、市民から何でほかの市はやっているのに藤枝、焼津は削減しないんだというこうした非難の声に対して、職員の示しが見えないというこういう状況下で、やむにやまれぬ苦渋の決断であると。出したくて出している条例ではないというふうに思っております。

ただ、官の給料を下げれば民の給料が上がるわけではございません。この10年間、たび重なる人事院勧告の情勢適応によります削減や退職金の大幅カットなどが繰り返されて行われてきましたが、一方の民間の給料も10年間で70万円の年間の所得が減っております。今のデフレ不況の最大の原因はここにあります。働く人の給料を引き上げることが必須の課題です。

さきに触れました大企業の内部留保をほんの少しでも活用すれば道筋はつけることができます。負のスパイラルをこれ以上、繰り返すことでは何ら解決はいたしません。

さらに、引き下げる条例には、当局にもいろいろ事情があるんですが、働いている人たちの賃下げをこれ以上繰り返していくことに対しては、賛成するわけにはいきませんので、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（石田昭夫議員） 次に、賛成討論を行います。

7番、押尾完治議員。

○7番（押尾完治議員） 議長。

○議長（石田昭夫議員） 押尾完治議員。

(登壇)

○7番(押尾完治議員) 私は、ただいま上程されております6議案、全議案に賛成する立場から、特に通告いたしました2議案につきまして賛成討論を行います。

まず、認第2号 平成24年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成24年度の一般会計における歳入については、ごみ処理手数料や物品売払収入といった自主財源の安定した確保に取り組んでおられます。

また、消防広域化に当たっては、関係市からの分担金が組合の主な財源であることを踏まえ、高機能消防指令センターや各種資機材の整備に国庫補助金や助成金など、特定財源を精力的に確保され、分担金の削減に努めたことが評価できるものであります。

歳出については、住民生活に密接したごみ処理施設など生活環境施設の運転管理において、安全で安定した稼働に努めていることは、評価するものであります。

このような中、ごみ処理及びし尿処理施設における運転管理業務について、指名競争入札による長期継続契約を行うなど、契約事務の透明性や経費節減に取り組まれていることがうかがわれます。

クリーンセンター整備については、藤枝市とともに事業への理解を深めるため、地元関係者への説明などを行い、環境影響評価の実施について受け入れ方針が示されたところであります。

今年度はその実施に向けさらに取り組んでおり、大きな一歩が踏み出されたものと評価するとともに、より一層の事業推進を期待するものであります。

また、新斎場整備については、火葬炉設備工事及び設計業務委託をプロポーザル方式により業者を決定し、整備に向けた取り組みが推進されております。

さらに、県内初となる消防広域化に向け、高機能消防指令センターのシステム整備を初め所要の例規整備や職員待遇の調整など、そのほかにも目に見えない部分での御苦労があったものと推察をいたします。

さまざまな協議や調整の中、志太消防本部の発足に尽力されたことは、評価に値するものであります。

志太広域事務組合では、圏域住民にとって欠くことのできない多くの事業を実施しており、こうした事業経費の根幹は関係市からの分担金による収入であります。このため、常に経費節減に心がけ、関係市の厳しい財政状況を踏まえ、なお一層、効率的、効果的

な事業執行を要望し、本案に賛成するものであります。

次に、第37号議案 志太広域事務組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてであります。国は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置に伴い、地方公務員の給与削減を要請しています。

関係市である焼津市及び藤枝市においては、この要請を踏まえ財源措置されている地方交付税への影響を鑑み、苦渋の決断をし、職員の給料減額措置を講じたところであります。

このことを受け、当組合においても関係市に準じた減額を行おうとする本条例は、職員の生活に大きな影響を与えない時限的な内容であると判断できるものであります。

よって、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました2議案につきまして賛成討論をいたしましたが、議員各位の御賛同をいただき、上程されております6議案全議案に対しまして賛成をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（石田昭夫議員） 以上で、通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これより順次採決いたします。

認第2号をお諮りいたします。

認第2号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立多数であります。

したがって、認第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第3号をお諮りします。

認第3号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、認第3号は認定することに決定をいたしました。

次に、第34号議案をお諮りします。

本案はこれを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第34号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、第35号議案をお諮りします。

本案はこれを可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第35号議案は可決することに決定をいたしました。

次に、第36号議案をお諮りします。

本案はこれを可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石田昭夫議員） 起立総員であります。

したがって、第36号議案は可決することに決定をいたしました。

次に、第37号議案をお諮りします。

本案はこれを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石田昭夫議員） 起立多数であります。

したがって、第37号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成25年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午前10時4分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 石 田 昭 夫

会議録署名議員 杉 崎 辰 行

会議録署名議員 鈴 木 正 志

付 録

議員名	発言要旨	答弁を求める者
<p>(1)</p> <p>石井通春 議員</p>	<p>「質問」</p> <p>1 これからの新清掃工場建設の取組みについて (規模・機種・地元との協議に関して)</p> <p>新清掃工場建設に伴う環境影響評価(アセスメント)の実施について、仮宿町内会と条件付きながら確認書を取り交わす事が出来たのは、一定の前進がなされたものとする。</p> <p>現段階で、新清掃工場が、規模、運営形態、機種等、どのようなものにしていくかを検討する事は、新清掃工場による長期にわたる両市の負担、市民の負担などに関わる大きな課題と考え、当局の姿勢を問うものです。</p> <p>今年度実施予定事業に「整備内容検討業務委託」があり、運営方法も検討事項とされているが、新清掃工場は公設公営で運営すると考えているのであるか。</p> <p>平成23年11月に第1回目が実施された有識者からなる「仮称・クリーンセンター処理方式検討委員会」が中断されている。どういった機種になるかは地元にとって、大きな問題である。今後、処理方式の決定について、地元の意向を含めて進めていくべきと考えるが、いかがか。また、現段階で機種についてどの方法が最良と考えるか。</p> <p>予定では、一日230トンの処理施設としているが、更なるゴミ減量の取組みを、組合としてどう描いているか。それに伴う新清掃工場の規模の見直しについて、どう考えているか。</p>	<p>管理者</p>

議員名	発言要旨	答弁を求める者
<p>(14)</p> <p>片野伸男 議員</p>	<p>「質問」</p> <p>1 大規模地震等広域多発災害時の志太消防の出動態勢はどうなっているか</p> <p>(1) 両市各地域住民は、地元精通した近くにいる防災の専門家の消防職員が、地元消防署に勤務して頂きたいと求めていることについて</p> <p>(2) 特に、各地域消防団、自主防とも一刻も早く駆けつけてくれる消防職員の指揮、指導を求めていることについて</p> <p>2 志太消防本部と両市の災害対策本部の役割分担について</p> <p>(1) 総合的判断はどこがするのか。両市当局か。志太消防本部か。その区別が判然としないことについて</p> <p>(2) 災害弱者対策について</p>	<p>管理者 消防長</p> <p>管理者 消防長</p>